新潟水俣病問題は、まだ終わっていません!



Q17 新潟水俣病患者にはどのような補償（救済）がされているのですか?



A17 国の法律に基づいて、原因企業や国、自治体から補償金や医療費などが支払われています。

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づいて新潟県、新潟市の認定審査会の意見を聞いて水俣病と認められた※10人には、新潟水俣病を発生させた昭和電工から補償協定に従って補償金や医療費などが支払われています。

ほかに、水俣病とは認められないものの、水俣病にもみられる手足や全身の感覚障害がある人を対象に、国と新潟県、新潟市から医療費などが支払われています（水俣病総合対策医療事業や水俣病被害者救済特措法※11の対象となった人）。また、新潟県では、条例※12により新潟水俣病患者に新潟水俣病福祉手当を支払っています※13。



Q18 新潟県は新潟水俣病問題を解決するために、どのような取組をしていますか?



A18 新潟水俣病の被害にあわれた方々を社会全体で支えていくため、「新潟水俣病地域福祉推進条例」をつくり取組を進めています。

【条例の主な内容】

- ○阿賀野川のメチル水銀で汚染された魚をたくさん食べたことにより水俣病に見られる一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」と定義しています。
- ○新潟水俣病患者に新潟水俣病福祉手当を支給したり相談窓口を設置します。
- ○新潟水俣病への理解を深めてもらい、その経験や教訓を将来に伝える教育・啓発活動を推進します。
- ○流域市町と被害者を含む地域住民が協働し地域の再生・融和に取り組むことを促進します。